

新たに職務につくこととなった職長その他の  
作業中の労働者を直接指導又は監督する者に  
は教育が義務付けられています。

(公社) 神奈川労務安全衛生協会横須賀支部



職長安全衛生教育開催のご案内 (1 回目)

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記教育は労働安全衛生法第 60 条、同安全衛生規則第 40 条により、事業主の責任において 12 時間以上教育を実施することが義務付けられており、必ず教育しなければならない法定教育です。本教育では、講義だけでなく、職場で生かせるよう『部下の育成について』『災害事例研究』をグループ討議する中から他企業の受講生と情報交換が出来るカリキュラムを組んでおります。

つきましては、下記の通り職長安全衛生教育を開催致しますのでご案内申し上げます。  
尚、教育修了者には修了証を交付致します。ご提出頂いた個人情報については、個人情報保護法に基づき当協会が責任を持って管理・保管し本講習の的確な実施のためのみ利用させていただきます。

敬具

記

1. 講習日程・時間・費用・会場 (二日間) 12 時間以上の教育が義務付けられております

日 程	時 間	定 員	費 用	会 場
6 月 18 日 (月) 6 月 19 日 (火)	両日共 9:20~ 17:00	30 名 (先着順)	受講料 会 員: 12,000 円 非会員: 14,000 円 テキスト代 864 円 (いずれも消費税込み)	横須賀市立勤労福祉会館 (ヴェルクよこすか) 1 日目 6 階 第一会議室 2 日目 同上 横須賀市日の出町 1-5 TEL 822-0202

《参考》2 回目は 11 月 7 日・8 日を予定しております。

2. 対象者 新任職長及び作業中の労働者を直接指導・監督する者等
3. 申込先 (公社) 神奈川労務安全衛生協会横須賀支部 横須賀市夏島町 19 番地 電話 845-9522  
住友重機械工業(株)横須賀製造所内第二本館 2 階 FAX 845-9510  
尚、受講のキャンセルは、前々日までにご連絡が無い場合は、費用はお支払い頂きますので、  
あらかじめご了承下さい。
4. 振込先 湘南信用金庫田浦支店 普通口座 1111447  
名義: (社) 神奈川労務安全衛生協会横須賀支部  
※振込みの際は、振込み依頼人(貴社名)前に 18-4 を記入願います。
5. 締切り 6 月 11 日 (月)

以上

H30 年 職長安全衛生教育申込書

事業所名	所在地	担当者	電 話	F A X
	〒			
受講者名	生年月日	受講者名	生年月日	
①		③		
②		④		

\*お願い お手数ですが申込時に下記のいずれかに○をつけて下さい。  
\*お支払方法 (1. 振込 2. 現金持込 3. 当日現金)